

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第3回）

日 時 平成20年9月5日（金）

午後1時

場 所 生駒市役所 403・404 会議室

次 第

案 件

1 当部会の検討事項について

- (1) 行政組織について
- (2) 法務体制・法令遵守及び公益通報について
- (3) 職員政策について
- (4) 行政手続について

2 その他

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第3回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 行政組織</p>	<p>【ニセコ町】 (組織) 第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p> <p>【生野町】 (効率的な組織の構成) 第22条 町は、多様化、高度化する町民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりとともに、行政各分野にまたがる課題等に総合的に対応できる執行体制づくりに努めなければならない。</p> <p>【多摩市】 (市の組織体制) 第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>【伊賀市】 (執行体制の整備) 第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>【名張市】 (組織) 第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにならなければならない。</p> <p>【篠山市】 (市政運営の基本) 第4条 3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。</p> <p>【条例案例示】 (行政組織) 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 ●市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。</p>

<p>各市町条例 (2) 法務体制・法令遵守 及び公益通報</p>	<p>【ニセコ町】 (政策法務の推進) 第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。 (法令の遵守) 第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【伊賀市】 (法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。 (公益通報) 第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。 2 前項に関することは、別に定める。</p> <p>【名張市】 (法務政策) 第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。 (法令遵守と公益通報) 第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。 2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 ●市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定め、適切に運用すべきことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (法務体制) 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 ●地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための法務体制の充実についての規定です。 (法令遵守及び公益通報) 市は、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度の適切な運用に努めなければならない。</p>

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する制度の適切な運用に努めなければならない。

【条例解説案例示】

- 市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。
- 市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。
- 行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為で、公益に反する恐れのある事実がある場合の職員の公益通報制度の適切な運用を市に課しています。

【生駒市法令遵守推進条例】

（市の責務）

第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

<p>各市町条例 (3) 職員政策</p>	<p>【宝塚市】 (市長の責務) 【再掲】 第4条 3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。</p> <p>【多摩市】 【再掲】 第16条 2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。</p> <p>【伊賀市】 (職員政策) 第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。 2 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>【名張市】 (人事政策) 第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。</p> <p>【篠山市】 (市長の役割及び責務) 【再掲調査部会】 第15条 3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (職員政策) 市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 ●市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質の向上及び多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。</p>

<p>各市町条例 (4) 行政手続</p>	<p>【ニセコ町】 (行政手続の法制化) 第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p> <p>【宝塚市】 (行政手続) 第11条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めるものとする。</p> <p>【生野町】 (行政手続) 第30条 町の機関が行った処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p> <p>【名張市】 (行政手続) 第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案例示等)</p>	<p>【基本構想案】 ●市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定め、適切に運用すべきことを規定する。</p> <p>【条例案例示】 (行政手続) 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について、共通する事項を定め、適切に運用しなければならない。</p> <p>【条例解説案例示】 ●市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための行政手続き条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。</p> <p>【生駒市行政手続条例】 (目的等) 第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p>